

広情個審第78号  
令和5年3月9日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報存否応答拒否決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年5月12日付け広安市第16号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第79号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和4年5月12日付け広安市第16号の諮問事案（諮問第79号事案）

令和3年11月15日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が行った、同月29日付け広島市指令安市第7号の保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定（以下「本件存否応答拒否決定」という。）に対する令和4年2月28日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対し行った本件存否応答拒否決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件存否応答拒否決定を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件存否応答拒否決定は、不当であるから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条の規定に該当しない（婚姻継続中、精神的・身体的暴力を繰り返す等してドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に及んだことはない。子供の面前DVもない。）。請求人はDV加害者ではなく、請求人の個人情報を部分開示しないのは、違法である。

イ 他人の個人情報の請求でなく、自分の個人情報の開示を求めている。部分開示されなければ、請求人の個人情報の権利が守れない。また、修正等手続もできない。

ウ DV支援の申立人本人の生命等を害する具体的な事情があると認めることはできず該当しない。

エ 実施機関がDV支援措置を実施し、ないし延長していることはそもそも誤りであるから、その有効な存在を前提とする本件存否応答拒否決定は、取り消されるべきである。

オ DV被害者の意見は聴きDV防止法の手続をし、加害者には一度も聴聞など意見を聴くことなく手続された。

カ DV支援措置を申し出た者が真にDVの被害者であり、配偶者があるかはその加害者であるかは、慎重に判断される必要があるが実施されていない。

キ DV支援措置を延長するかどうかを、申出があったときも、DV支援措置を申し出た者が真にDV

の被害者であり、配偶者がその加害者であるかは、慎重に判断される必要があるが実施されていない。  
ク 別居以来、配偶者の住所を知らず、対面して会う機会を持ったことが一切ない。したがって、配偶者にDV被害が生じたことはない。

ケ 請求人に裁判所の保護命令が発出された事実がない。

コ 支援措置開始から相当の時間が経過している。

サ 判決事例（本来、DV支援制度は、相当緩やかな認定判断に基づいて仮の支援措置を講じて被害者の安全をまず確保した上で、加害者とされる者の意見聴取をする等加害者の手続保障を図り、その結果に応じて、簡易迅速な見直しができる制度とすることが望ましい。）

シ DV支援の被害者の保護を図ることとは、DV防止法を利用し、実子誘拐し、親権をとるために、子供との面会を阻止することを利用するためにある法なのか。今回利用されている。

DV被害者として誇張された場合の、確認する義務があったが確認されていない。

ス 未成年者の利益確保がされていない。

家から離れたくない子供の意見表明権がないがしろにされている。以上の内容で子供の意見表明する場所が全くない。

子供の最善の利益のために行動し、徳を得ることをしないか。今のままであれば、必ず返ってくる。

私は子供のために最善を尽くす。

セ DV支援申立者は、キッチンランカーであり、窃盗も繰り返し、何度も警察に逮捕されており、また、子供にきつく当たるといつも後悔していた。児童虐待の疑いがあるので、併せて通報する。どんな場面でも公共機関は通報の義務、告発の義務がある。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件存否応答拒否決定をしたのは、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するか否かを明らかにするだけで、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号の不開示情報を開示し、同号が保護しようとしている個人の権利利益を侵害することとなるためである。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 本件存否応答拒否決定に係る保有個人情報について

ア 請求人が本件開示請求により請求した保有個人情報は、本籍がAとなっている請求人に関するDV防止法等の手続に関する全ての情報である。

イ 一般に、本件開示請求の対象となる保有個人情報としては、DV等被害者からの申出に基づいて行われるDV等支援措置に関する一連の公文書に記載された保有個人情報が該当すると考えられる。

ウ 一方で、本件開示請求に係る請求人の主張からすると、本件開示請求の趣旨は、請求人を関与者と

した申出に基づいて行われるDV支援措置に関する情報の開示を求めるものであると認められる。

エ 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第11条第2号の不開示情報を開示し、同号が保護しようとしている個人の権利利益を侵害することとなるとして、本件存否応答拒否決定を行っているため、その妥当性について、以下検討する。

## (2) 条例第14条の規定について

条例第14条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

## (3) 条例第11条第2号の規定について

条例第11条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、条例第11条第2号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報

イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## (4) 本件存否応答拒否決定の妥当性について

### ア 条例第11条第2号柱書前段及び後段の該当性について

(7) 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）を保護するため、住民基本台帳事務処理要領に基づき住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の請求・申出があっても、これを制限し、又は拒否する措置（DV等支援措置）が講じられることとなっている。

(イ) 条例第9条に基づき特定のDV等支援措置に係る情報について開示請求がなされた場合におい

て、特定のDV等支援措置に関する情報を開示することは、条例第11条第2号柱書前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報を明らかにすることになり、DV等支援措置の申出がDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者のみからなされるものであることから、容易にDV等支援対象者を推知され得る場合があることも否定しえない。

- (ウ) また、実施機関にDV等支援措置について確認したところ、DV等支援対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しについて加害者からの交付の請求等に対して拒否した場合においてその理由の説明を求められたときは、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為のいずれかに基づくDV等支援措置が取られていることを説明することとしており、通常の手続きとしては、DV等支援措置がDVに基づくものか、他の理由に基づくものかまでは説明していないとのことである。
- (エ) しかしながら、前記(ア)に記載のとおりDV等支援措置はDV等被害者のみが申し出ることができるものであり、申出書にはDV等支援措置に関する情報が含まれるものであるため、DV等支援措置に関する情報は、個人の人格と密接に関連する情報であり、公にされていないこのような情報を明らかにした場合、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないとしても、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第11条第2号柱書後段に該当する。

#### イ 条例第14条の該当性について

- (ア) 以上のとおりDV等支援措置の申出はDV等被害者のみがなし得るものであることから、請求人が要求している情報の存否を明らかにすること自体がDV等支援措置に関する情報の一部を明らかにすることになり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- (イ) よって、実施機関が、本件存否応答拒否決定を行ったことは妥当である。
- (ウ) なお、住民票の写し等の交付申請、住民票の閲覧申請、戸籍の附票の写しの交付申請等に対する決定は、いずれも、行政手続法（平成5年法律第88号）の申請に対する処分にあたることから、それらの申請を拒否するにあたっては、同法第8条により、理由の提示が義務付けられている。そして、それらの処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の提起が可能であることから、別の救済手続の途が保障されているというべきである。
- (エ) また、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（平成30年12月3日付け総行住第199号総務省自治行政局住民制度課長通知）」によれば、市区町村においては、「加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示

を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。」とあることから、加害者とされた者が被害者を被告として訴訟の提起等する場合において被告等の住所を住居所不明と記載し訴状等を提出するという方法も存在していることが分かる。

(オ) 以上により、本件存否応答拒否決定により、不当に請求人の権利利益が侵害されることはない。

**(5) 請求人のその他の主張について**

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

**(6) 結論**

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4. 5. 1 2	広安市第 1 6 号の諮問を受理 (諮問第 7 9 号で受理)
R 4. 8. 1 2 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4. 9. 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4. 1 0. 1 4 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4. 1 1. 1 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 4. 1 2. 9 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5. 1. 1 3 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5. 2. 1 0 (第 7 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士